

# 「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人福岡県共同募金会

## 1 趣旨

平成29年7月5日からの大雨により、県内各地で死傷者・行方不明者等の人的被害や家屋の全壊・半壊、多数の床上・床下浸水等の深刻な被害が発生し、県内1市1町1村（朝倉市、添田町、東峰村）に災害救助法が適用されました。

福岡県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

## 2 義援金の名称

平成29年7月5日からの大雨災害義援金

## 3 受付期間

平成29年7月10日（月）から平成29年8月31日（木）まで

## 4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行※1	口座記号番号 00980-0-332036		福岡県共同募金会 7月大雨 災害義援金
福岡銀行※2	春日原支店 (277)	普通預金 1932835	社会福祉法人福岡県共同募 金会 会長 <small>おがわひろき</small> 小川弘毅
西日本シティ銀行 (※2)	春日原支店 (003)	普通預金 3063234	

※1 ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料。

※2 福岡銀行、西日本シティ銀行各本支店における窓口での振込みは手数料無料。

※3 上記以外の他銀行、ATM及びインターネットバンキングを利用した振込みは手数料有料。

## 5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、福岡県災害対策本部へ送金し、福岡県が設置する義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

## 6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「平成29年7月5日からの大東災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、領収書を発行します。

## 7 その他

(1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、平成29年7月10日から施行します。

平成29年7月10日改正（第2版）

## 8 問い合わせ先

社会福祉法人福岡県共同募金会

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ内

TEL 092-584-3388 FAX 092-584-3386

E-mail bokin@fuku-shakyo.jp